

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ファーマライズホールディングス株式会社		コード	2796
提出日	2026/8/14	異動（予定）日	2026/8/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外役員の選任が付議されるため。			
独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	相澤 愛	社外取締役	○													○		有
2	園部 経夫	社外取締役	○										○					有
3	井手口 直子	社外取締役	○													○	新任	有
4	榎本 孝之	社外監査役	○													○		有
5	鈴木 隆夫	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	相澤愛氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、本年8月開催予定の第40期株主総会において任期満了となるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。そしてその他役員の属性情報に該当する事項もないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
2	園部経夫氏は、当社グループの薬局における医療機器・医療システム等の仕入先である株式会社タカソノの代表取締役会長であります。同社の直近の会計年度における当社グループとの取引金額は、2025年3月期が4百万円、2026年3月期が3百万円であり、当該取引金額は同社の各期における売上高の0.02%に相当します。このため、当社の「社外役員独立性基準」に掲げる「当社グループの主要な取引先（その年間取引金額が当該取引先グループの売上高の3%を会計年度2期連続で超えるもの）には該当いたしません。	園部経夫氏は、長年にわたり医療機器・医療システムの企画・開発・製造・販売を事業内容とする株式会社タカソノの代表取締役社長を務め、現在は同社会長として経営に携わり、経営者として培われた幅広く高度な知見と豊富な経験を有しておりますことから、客観的かつ多様な見地からの助言を当社の監査体制に反映いただけるものと判断し、2020年8月開催の第34期定時株主総会における決議により社外監査役に選任されました。同氏は当社の取引先の業務執行者に該当しますが、主要な取引先の業務執行者に該当いたしません。また、株式会社タカソノは約3,000社の幅広い取引先を有し、当社グループも同社を仕入先として依存はしておりません。2024年8月開催の第38期定時株主総会で監査役を任期満了で退任し、社外取締役として就任しておりますが、本年8月開催予定の第40期株主総会において任期満了となるため、引き続き選任をお願いするものであります。このため、同氏を引き続き独立役員として指定いたしました。
3	—	井手口直子は、大学教授として「薬学」及び「教育」の2つの博士学位に基づく高度な専門性と人材開発の知見を有するほか、調剤薬局事業や医療安全等のリスクマネジメント分野における豊富な経験を備えております。さらに、企業経営に携わった経験も含め、培われた幅広く高度な知見を当社経営に活かし、取締役会の意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。そして、その他役員の属性情報に該当する事項もないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
4	—	榎本孝之氏は、監査法人勤務を経て会計事務所を開業し、長年、企業会計・税務に関する助言や指導に携わってこられたことから、その豊富な経験と高い専門知識を活かしながら、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけたものと判断し、2017年8月開催の第31期定時株主総会における決議により、補欠の社外監査役として選任されました。その後、2017年9月13日をもちまして、当社社外監査役 佐藤 勝氏が辞任することとなったことに伴い、監査役の法定員数を欠くこととなるために、同日をもちまして社外監査役に就任いたしました。本年8月開催予定の第40期株主総会において任期満了となるため、引き続き選任をお願いするものであります。当社は榎本公認会計士事務所及び榎本孝之氏個人との取引実績は、過去から現在に至るまでありません。そして、その他役員の属性情報に該当する事項もないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

5	—	鈴木隆雄氏は、公認会計士としての豊富な経験と、財務、会計の専門的な知見を有しております。専門性と客観的な観点から監査体制の強化に貢献頂けると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。 当社は中和有限責任監査法人及び鈴木隆雄氏個人との取引実績は、過去から現在に至るまでありません。また当社株式を保有していないこと、そしてその他役員の属性情報に該当する事項もないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
---	---	---

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。